

COMONSからのお知らせ

とらいスペース事業 3周年

青年支援を目的に実施してきたとらいスペース事業。コミュニティレストラン「とらい」は2月20日に3周年を迎えました。

この間、会員の皆さまやレストランをご利用くださった方々のおかげをもちまして、青年支援を継続することができ今春一人の青年の就職が決まりました。

3周年を記念して3月18日ひきこもりからの回復を支えるためにパート3を実施しましたが、ここでは青年たちの様子を紹介します。

当日は、弁当調理班と会場班に分かれそれぞれ作業に当たりましたが、みな真剣に取り組んでいました。特に弁当調理班は、6時に

とらいへ集まり参加者からの注文

を含め70個の弁当を調理しました。また、会場班は案内看板の設置や駐車場への誘導、受付などでそれぞれが役割を充分こなしていました。

午後のグループ懇談会では、青年たちもグループの中に入り懇談に参加しましたが、照れくさそうにしながらもはっきりと意見を述べていたのが印象的でした。

今後、彼らが社会に巣立つためにも会員の皆さまや企業の方々にはご協力をいただくこともあると思いますので、引き続きご支援ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

NPO法人「若者サポートステーションいばらき」認証される

COMONS、フューチャースクール燦、子どもの研究所などが中心になり、不登校、ひきこもり、ニートなどの問題に取り組むNPO団体のネットワークづくりのため新しいNPOを立ちあげました。

事務所 305-0044 つくば市並木4-16-1

代表 中原 恵人

編集後記

COMONSは宝の山、皆さんも宝探しに来てみては・(マサ)取材は楽し、一期一会の醍醐味(ノリビ)こつこつ続けていればいつか成果は出る(ハリー)初の編集チャレンジ!(パミ)

発行 特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・COMONS

〒310-0063 水戸市五軒町2-23-102

TEL:029-300-4321 FAX:029-300-4320

URL: http://www.pcom.or.jp

MAIL: info@pcom.or.jp

つくばオフィス

〒305-0022 つくば市吉瀬1876-1つくば文化郷別館202号

水曜日のみ

お越しの際は事前にご連絡下さい 029-857-7000

ク50円
クーポン券



団体会員一覧

水戸本町三丁目商店街振興組合
NPO法人 水戸こどもの劇場
NPO法人 ジュース
ジョイスター株式会社
NPO法人 茨城YMCA
NPO法人 ひたち親子劇場
ウルノ商事株式会社
NPO法人 こずもす
NPO法人 子ども劇場茨城
NPO法人 コーアンドアイ
NPO法人 いばらき介護福祉の会
NPO法人 おおぞら
NPO法人 日本医療救済機構
NPO法人 自然生クラブ
NPO法人 共楽館を考える集い
NPO法人 リヴォルヴ学校教育研究所
NPO法人 ワークスたんぼを支える会
NPO法人 福祉支援団体ふれあいいいなほ
茨城県青年海外協力隊を育てる会
NPO法人 アサザ基金
NPO法人 茨城県精神障害地域ケア研究会
NPO法人 ふじしろ福祉の会
生活協同組合ハイコープ
NPO法人 自立生活センター・ライフサポート水戸
有限会社 つくばインキュベーションラボ
NPO法人 ビスターりさとみ会
中央労働金庫
NPO法人 取手市手をつなぐ育成会
NPO法人 ままとーん
NPO法人 環境市民クラブ
スィミング・サークル・岩瀬
NPO法人 宍塚の自然と歴史の会
NPO法人 来夢ハウス
NPO法人 ゆりの会
NPO法人 つくばクリエイティブ・リサイクル
NPO法人 生活支援ネットワークこもれび
NPO法人 ふるさと元気塾
NPO法人 まちづくり市民会議
NPO法人 にこにこサービス
NPO法人 子どもの研究所
NPO法人 水戸共に育つ会
NPO法人 ニューライフカシマ21
赤塚みなみ保育園
社会福祉法人 ユーアイ村
NPO法人 筑波山環境クラブ
NPO法人 いきいきネットワーク
NPO法人 あすかユアネット
NPO法人 いきいき・サポート
有限会社 すのう商事
ファミリーサポートしあわせ
NPO法人 あゆみ
NPO法人 並木会
NPO法人日本ダウン症ネットワーク
日本労働組合総連合会 茨城県連合会
NPO法人 ドリーム たんぼほ
NPO法人 N&N Corporation
NPO法人 HSEリスク・シーキューブ
東海村支部「NPOレーきゆうぶ東海村」
NPO法人 エイエスピー
NPO法人 福祉サポートセンター県西さわやか
NPO法人 ナルク水戸
神栖市あすなる会
NPO法人 ウィラブ北茨城

以上63団体(順不同)
2006年4月1日現在

メニュー

日替わり定食3種(各750円・税込み)
本格的スパイスインドチキンカレー (700円・税込み)
いずれもコーヒーまたは紅茶付き

人気メニュー例
レンコンのはさみ揚げ定食
アジの南蛮漬け定食

茨城NPOセンター・COMONS

「COMONS」とは市民・企業・行政・市民団体などが自由に参加して情報を交換し、新しい価値観を共有する場を意味してします

情報誌第3号

特集 介護保険法改正、障害者自立支援法の施行
行政とNPOの真の協働を考える
とらい3周年記念イベント
居場所と仲間を地域に増やそう!

コンテンツ

- 表紙 NPOの人
茨城県立医療大学講師
NPO法人 おおぞら理事
秦 靖枝さん
- 3
特集
介護保険改正と
障害者自立支援法施行
- 4-5
特集 真の協働について
- 6 報告 福祉プロモーター講座
- 7 居場所と仲間を地域に増やそう
- 8 COMONSからのお知らせ
とらい割引クーポン



茨城でNPOにとり組む人と、
応援する人を増やす...
それがCOMONSの使命です。

第3号

発行日 2006年4月10日

発行者 茨城NPOセンター・COMONS

「介護保険法の改定」と4月に施行された「障害者自立支援法」は福祉現場に大きな影響を与えている。それがどんな変化をもたらすか、そこでの市町村や住民の役割は何なのか。今回は県立医療大学講師の秦さんの講演録を掲載する。キーワードは「自立」と「地域密着」。財政支出を抑えることに力点をおき、利用者自己負担増と地域間格差が懸念材料と秦さんは指摘。

一方で市町村の権限が増え規制も緩和されるので、住民と行政の取り組み次第で福祉をすすめることができるチャンスだとして、住民の積極的な提案と仲間づくりの重要性を話された。



茨城県立医療大学講師
NPO法人 おおぞら理事
秦 靖枝さん

第4期地域福祉プロモーター養成講座終了

昨年12月より実施してきた茨城県主催地域福祉住民参加事業「第4期地域福祉プロモーター養成講座」は、去る3月11日筑波学院大学にて第6回講座と修了式を実施し、修了生79名は思いも新たに地域福祉プロモーターとして誕生した。修了生は福祉のあり方、地域でど

う活動して行くのかなど意気込みあふれた顔で修了証書を受け取っていた。今後ますます地域活動が求められる中、修了生が地域の中で根を下ろした活動を展開していくことを期待する。(関連記事6ページ)



第6回講座(3月11日筑波学院大学にて)



修了生代表へ修了証書の授与

新たに79名の福祉プロモーターの誕生

特集

介護保険法の改正と障害者自立支援法施行

地域福祉プロモーター養成講座の最終講義として県立医療大学の秦靖枝さんが「地域づくりは仲間づくり」と題して話された内容を紹介します。今回の制度変更のキーワードのひとつは「自立」です。実際の生活では全介助であっても「何をするかを自分で決める」ならば決定の自立として捉えられます。もうひとつは「市町村の取り組み」が問われているということです。

介護予防をすすめる地域包括支援センター

これらの制度の動きを見ていると財政面の問題が強く影響していると感じます。介護保険の費用が膨らみ、制度の維持が心配されたのです。そこで利用者の半数近くを占める軽度の高齢者の要介護状態を重症化させないための介護予防が重視され、筋肉トレーニングや口腔ケア、栄養改善が入りました。施設ケアでもホテルコストと言われる部屋代と食費の自己負担が増え、医療費も介護保険も自己負担が上がっていくとサービスが使われにくくなるのではという心配があります。人口2、3万人ごとに地域包括支援センターができ、そこに配置される主任ケアマネジャーや保健師、社会福祉士などが介護予防のケアプラン作成、虐待防止などの相談、権利擁護などを行うとしていますが、ここでしっかりした人材が確保できるか、センターが十分に機能するかも課題です。またこのセンターには運営協議会を設けなければいけないことになっていますので、ぜひ住民が参加して声を出してほしいと思います。

地域密着型サービスが市町村に用意できるか

もうひとつの柱が地域密着型サービスとか小規模多機能型といわれるサービスです。宅老所のような場所で宿泊もできる在宅支援の施設です。介護保険も当初は寝たきりの方が重視されましたが、今の中心は認知症です。環境の変化を減らし家庭的で小規模な施設で支えていこうとしています。施設は、最近ユニットケアの特養もできましたが入居費用が高く、利用できる方は限られています。小規模な施設については市町村が認可できるようになったので地域の実情にあったサービスを用意しやすくなりましたが、取り組みによって地域格差が広がるでしょう。グループホームと訪問看護の連携が可能になったことで終末ケアも施設でしやすくなり、65歳未満の末期ガンの方が介護保険でヘルパー利用などが受けられるようになったのはよかったです。

茨城県の場合、同居や子どもが近くに住んでいる世帯が多く、サービス利用率も低いし、サービスが少ないのですが、これからは家族だけの介護は難しくなるでしょう。

障がいがあっても当たり前暮らしできるように

障がい者の福祉は戦前までは貧困対策の制度しかなく、1949年の身体障害者福祉法でやっと目が向けられるようになりました。国連の障がい者の定義では「障害者とは通常の人間的なニーズを満たすのに、特別の困難をもつ普通の市民」とあります。普通の人と同じことができるようにとの視点に常に立ち返ることが重要だと思います。2003年の支援費制度で、ようやく地域で当たり前暮らし、という流れになりました。これまで障がいのある人は我慢を強いられていたのだと思います。利用が措置から契約にかわり、やっとサービスを使いはじめたら利用が伸びて予算を超えました。赤字が問題といわれていますが、もともとの支出見込みが低かったのではないかと思います。介護保険には、はじめに4兆円もつけたのに支援費には493億円しかつかなかったわけですから。

三障がいの制度が統合

自立支援法も、この赤字をどうするかということが背景にあったようです。特徴は、精神と身体、知的が同じ仕組みになったこと、そして市町村に権限が下りてきます。施設も33種類もあったものが6種類に再編されます。規制緩和で社会福祉法人も設立しやすくなり、将来的には企業の参入も視野に入っているのではないかと思います。

就労支援をすすめるためには

今回の制度では就労支援も重視されています。私たちのNPOでも取り組んでいますし、養護学校などでも力を入れていますが、現実にはジョブコーチがつかないと一般就労はまだ難しいのが現状です。自立に向けた親の意識も必要です。ちょっとしたサポートをすれば、仕事をしながらグループホームで暮らせる人は少なくありません。折角グループホームができて、生活訓練ができる環境があっても、親の子離れができないために、今すべきことが先送りになっているケースもあります。小規模作業所も、制度が変更されるので今後は法人格が必要になります。少ないのはジョブコーチだけではありません。障がい者をケアできるヘルパーも少ないので養成が必要です。この面で民間の役割は大きいと思います。

行政も施設も新たな対応が必要

地域生活支援事業は市町村が行うもので、今回義務的経費に位置づけられましたのでこれまでより本格化するでしょう。市町村ではニーズを調べ、サービス提供の数値目標を入れた計画を作る予定ですが、どこまで熱心に取り組むするか市町村によって差が出てくると思います。市民の具体的な提言や働きかけによっても各地の福祉の環境は変わると思います。施設の位置づけは、今までは入るとずっとそのサービスを利用していましたが、夜は施設にいながら昼間は別の場所にいくとか、希望があれば異なる障がいの方を受け入れるようになります。特にデイサービスは従来の形とは大きく変わってくると思います。

費用負担と今後の課題

サービス利用に際しては1割の自己負担がいります。上限は37,200円で所得に応じた減免ができましたが、将来に備えた貯金が350万円以上あると減免が受けられません。介護保険に障がい者福祉を含めるという話もありましたが、平成21年の改定に先延ばしになっています。障がい者の場合、介護だけでなく就労も教育もいきがいもありますので、統合は介護の部分だけになるでしょう。自立支援法に問題が多いことは事実です。1割負担、地域格差、サービス量確保、地域の理解がすすむかなどです。

しかし、確定されていないこの時期は変えていけるチャンスでもあります。市町村でやろうとなればできるわけですから、市民の側もネットワークをつくっていくことが重要だと思います。牛久では様々な分野で活動をしている人が「ゆめまちネット」というものをつくり先日も大きなイベントができました。



地域づくりコーディネーター
1992年に「牛久市民福祉の会」設立、講演会、調査、提言などを積極的に実施。99年にはNPO法人「おおぞら」を設立して知的障害者の就労と社会参加の場を作る。
茨城県立医療大学・茨城キリスト教大学講師、牛久市社会福祉協

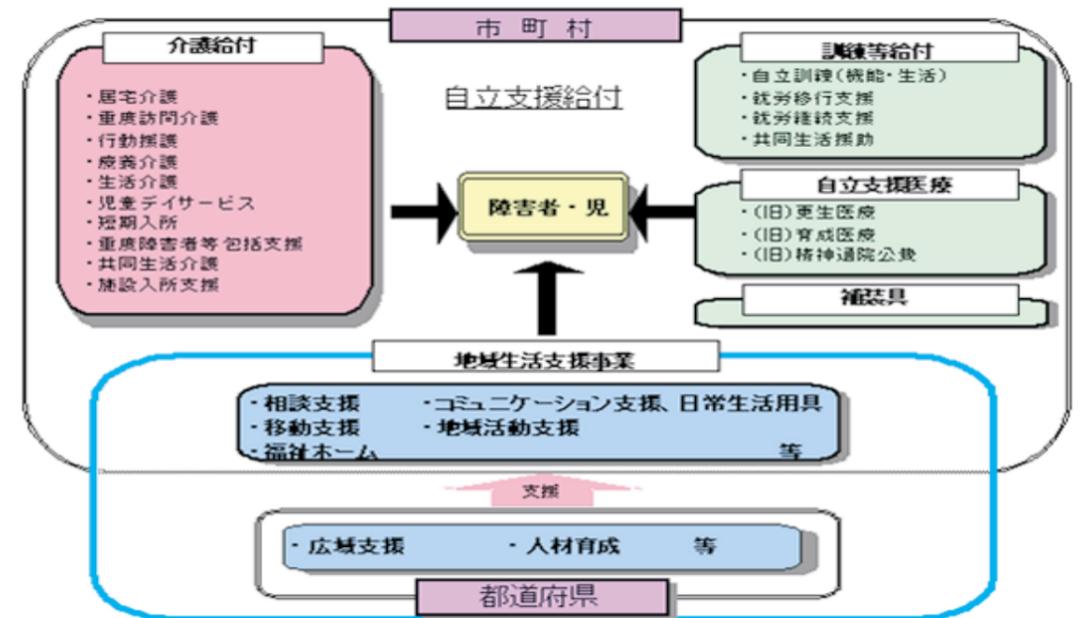
茨城県立医療大学講師 秦 靖枝さん

地域福祉プロモーターの役割

これからは下から支えるリ・ダ・シップが大事です。自ら率先して動き、みな意見をきき、信頼を大事にしてすすめていく姿勢が重要です。ひとりひとりが「やろうよ」といっていけば、活動が広がっていきます。

- 【1】地域のアンテナとして(情報収集と情報提供)
- 【2】生活課題を抱えた人の代弁者
- 【3】仲間作り(ネットワーク、コーディネーター)
- 【4】具体的事業展開
(ボランティアグループ、NPO、企業)
- 【5】政策提言(住民参加の計画づくりに参画)

といった役割を担う人が増えていけば安心して暮らせる地域をつくっていけるのです。



総合的な自立支援システムの構築

報告

第4期地域福祉プロモーター養成講座

盛り沢山の体験

昨年12月17日(土) 住民福祉総合研究所の木原孝久さんの講演で始まり、茨城大学の長谷川幸介さんをコーディネーターに迎えたパネルディスカッション、ビデオ取材による地域探検、地域探検の結果発表。「地域福祉と住民参加」と題し西川正さんを講師に迎えたワークショップ、そして本誌の特集で紹介した茨城県医療大学の秦靖枝さんの講演と、6回にわたる盛り沢山の内容の第4期地域福祉プロモーター養成講座が終了した。

ビデオ取材による地域探検

今期は地域探検と題し、5～6名のグループでNPO、社会福祉協議会などの現場をビデオで取材した。取材後内容をいかに効果的に地域に伝えることができるかを考え5分間のビデオに編集し、自分たちの気づきをアピールする工夫をした。

受講生はNPOなど福祉の現場を直に体験し、現場の苦労や喜びを肌で感じ取ることができたよう報告ビデオにその成果が大きく見られた。

地域福祉と協働

西川さんのワークショップでは行政、市民、企業との協働について市民の視線に立った働きかけについて学び思いを新たにしました。地域福祉は全てをカバーするもので、一部の人だけでなく社会全体の問題として人と人、地域にある資源の「つながり」をデザインすること。実態を知らない人が勝手に

きめるのではなく、課題をもつ当事者の意見も尊重していく市民参加型まちづくりが必要と説いた。

近所で気になるひと

さらにグループ単位で「ご近所で気になるひと」をピックアップして、その人と地域をどうつなげるかというテーマで話し合い最終講座の中で発表した。

最終回の講演は、まさに今話題となっている介護保険法改定、障害者自立支援法(本文2～3ページ参照)について具体的なお話があった。

講座を終えて

今回の受講生は、最年少が21歳最高齢は80歳、平均年齢51歳と年齢に幅があり、それぞれの想いや目標は違っても「福祉」全般をテーマにして、慣れないビデオ取材やワークショップなどで力を合わせ、すばらしい成果を残した。

その結果、地域や仲間づくりの大切さを実感し、受講生同士のつながりができ、優しい気持ち、さわやかな気持ちになったと穏やかな笑顔で語ってくれた。

運営に携わったコモンスのボランティアスタッフは、今までなんとなく聞いていた福祉の話の直接聞き「やっぱり」と思ったり「そんなことがあるんだ」と気づき、今後、福祉を考える際に参考にしたいと貴重な体験ができたことを喜んでいました。



第5回講座 西川正さん



地域探検の取材風景

NPO法人 生活支援ネットワーク こもれび



第1回講座 木原孝久さん

ひきこもりからの回復を支えるためにパート3 「居場所」と「仲間」を地域に増やそう!

とらいスペース事業3周年を記念して3月18日茨城大学工学部キャンパスで、講演会と青年支援NPOの紹介、グループでの話し合いが行われた。

講師の駒澤大学の萩原建次郎さんは自らも不登校の経験を持つ。参加者はその話に強い共感を覚えた。その講演記録を紹介する。



講師の萩原建次郎さん
駒澤大学専任講師
専門は青少年や若者の居場所の研究

青年の居場所はなぜ必要か、どうつくるか

私も高校2年生の時、不登校を経験しました。「この居場所のなさって何なのだろう」と。今でも不登校を病気だと考えようとする動きが、振り子の揺り戻しのようになっています。90年代は当時の文部省が病気ではないと言っていたが、今また、不登校・ニート・ひきこもりが病気と言う風潮に危惧を持ちます。自分の経験を振り返っても、どこに原因があるのか特定するのは無理なのです。5年経ち、振り返ってみてわかることがある。10年経ち、振り返ってみてわかることがある。それは、家族や学校のことだけではなく、その時の企業風土、企業社会の問題が複雑に絡み合っていて、原因を若者に一言で言わせるのは無理です。

居場所がないと言うのは、自分の位置を探手がかりがないということ。位置がわからないと言うのは、今この社会や環境の中で自分の役割がわからない、存在価値がわからないということ。位置を失うということは、同時に居場所も失うことを含んでいるのです。では、人はどうやって位置を獲得しているのか。他者と関わりコミュニケーションをとってその反応を見たり、環境に働きかけてその反動で自分の位置を確かめたりしているのです。

居場所づくりというのは、人間関係づくりと空間・場づくりがワンセット。場所というのも大事な要素で、その場が多様で小さな社会そのもの。多様な社会にひらかれていると次のステップを踏んでいけるスプリングボードのような役割を持つことができるのです。

ランチメニュー例



レンコンのはさみ揚げ定食

<野菜たっぷり手作りおふくろの味> コミュニティレストラン

50円引きクーポン

有効期限 5月末日

1枚でお一人さま有効
営業時間 午前11時30分～午後2時(夜間は予約のみ)
休業日 土・日・祝
弁 当 火・木(注文受付は前日の12時まで)
それ以外もご相談に応じます。
駐車場あり
青年のための社会体験の場を提供しています。

行政とNPOの真の協働を考える

住民ニーズの多様化・高度化や行政サービスの効率化を背景として、さらに地域づくりにおける市民参加の手段としても「協働」や市民活動への「支援」が注目されている。昨年10月に開かれた茨城NPOフォーラム2005 inつくばの分科会Cでは首都圏でも先進的な協働に関する事例の報告があった。本稿では、この報告を元にしつつ、特に協働のプロセスに焦点を当てて豊かな協働への方途を探ってみたい。

市川市の1%支援制度

補助金・助成金の事例としては、千葉県市川市の「市民（納税者）が選ぶ市民活動団体支援制度」通称「1%支援制度」である。学識経験者や公募による市民からなる審査会で選ばれた市民活動団体が公表され、投票方式で参加を希望した個々の納税者の住民税の1%分が団体に補助される仕組みで、基金への投票権も存在する。以前の公募型補助金と比較すると、助成団体の数では4倍、助成金額では6倍に増えたという成果をあげている。制度の普及、投票の手続きの簡素化、投票権を非納税者まで広げることが今後の課題。

これは行政による市民活動団体への支援であるとともに、市民（納税者）の市民活動団体への制度を介した参加であるという面も無視できない。要するに、補助金・助成金という形の行政による支援や協働に、市民（納税者）に投票権を与えることで、個々の市民の視点を取り込むことができるということである。

この制度を介して市民と市民団体の関係性が生まれる。市民の団体への関心・理解が深まり、団体は市民ニーズへの意識を高めることになる。行政はその対話の仕組みを演出しているにすぎない。同制度は、納税者として地域に関心をもってもらう方策として考えられた面もあるが、市民、行政、NPOの関係をつくり、市民活動の資金源を生み出す仕組みとして全国から注目されている。

公園の運営ボランティアから指定管理者へ

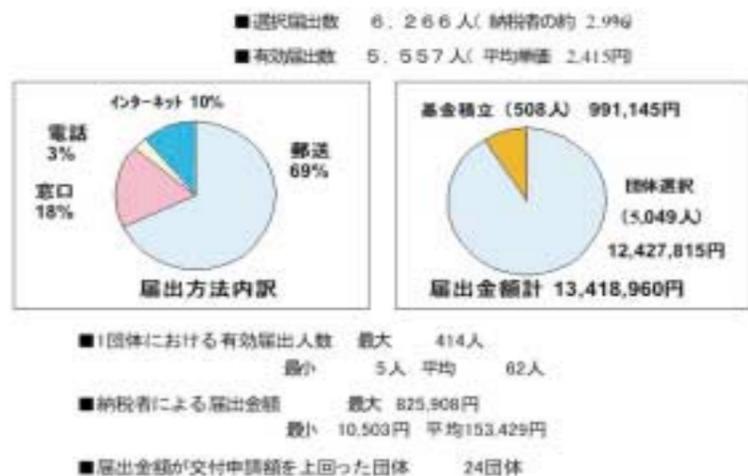
NPO法人うしく里山の会は、2005年4月より牛久市から牛久市自然観察の森の運営の一部を委託され、今年に入り指定管理者にも選ばれた。牛久市と同会の協働の鍵とは信頼関係である、と代表理事の坂弘毅氏はいう。その信頼関係を生み出したのは、謙虚さ、立場を尊重すること、言いたいことを言える関係になること、市民的な視点を提供すること、そして15年のキャリアであるという。

また、NPOと組むことによって行政に生じるメリットを明確にして、それを市に積極的にアピールすることによって牛久市自然観察の森の指定管理者に選ばれた。管理を任せられることで職員の職務を再編し中核となる職員の処遇が改善された。有能なスタッフが仕事を続けられる状況をつくり、さらに同会の会員やボランティアも協力して今まで以上の事業やサービスができるようになったとのこと。この成果は、長年の活動で得た地元の市民団体・学校・企業との強力なパイプを活かし、これまでやりたかったことを形にするとのスタンスから出てきたもので、まず指定管理者ありきの動きではない。

運動の中から子どものための公共の場を実現

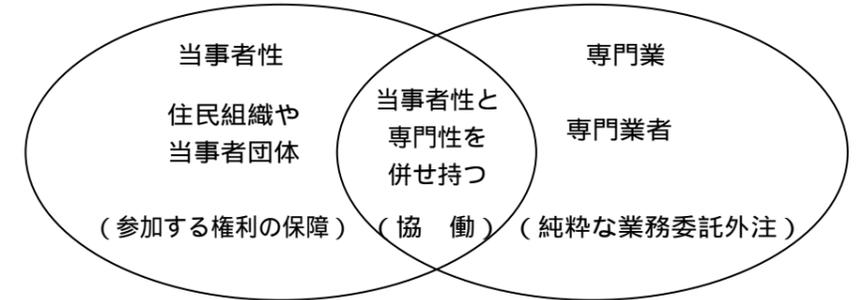
東京都町田市にあるNPO法人「子育て子育て支援タグポート」は、NPO法人では全国初の児童館運営の認可を受け指定管理者にも選ばれている。代表の内田延子氏は「しかしこれはあくまでも結果でしかない」という。自分の町にも児童館が欲しいという情熱だけで、多くの主婦たちの共感と協力を得て、10年近くにも及ぶ行政への働きかけへと発展したのだという。公民館で自主講座を開催したり、地域の子育て環境の調査をするなど「とにかく動いてみるのが大事」と内田氏は言う。できること、できたことが何よりも説得の材料になると。できなかったことに対して相手に協力を求めればよい。そうした対話の積み重ねにより新設された児童館を任せられ、館を

1%支援制度への参加届出実績



市民参加と協働の位置づけ

協働は専門性が求められる市民参加



出典 協働のための企業・自治体の視点からのNPO評価調査報告書 財団法人 地域産業文化研究所報告書

弱みを素直に言えるようになれば、互いの役割分担も明確化する。

協働の関係は組織の話である以前に人と人の協力関係でもある。勿論、公私の区別は大前提だが、相互の自律、目的の共有、対等、公開、評価などの原則は重要になるし、そのため様々な仕組みも今後、必要とされるであろう。

実際、同研究所が地域の支援センターと協力して行った「第2回都道府県、主要都市におけるNPOとの協働環境調査」では、行政内部では職員向けの協働研修や指針づくり、協働事例の共有化などが徐々に進んでいるものの、指針づくりへの市民参加や協働事業に関する公募など、市民側との対話プロセスに関する項目が不十分なことがわかった。

行政側としては、自発的に出てきた多様な市民活動団体とどう接すればよいか、どの団体を選べばよいかと考え悩んでいるのが現状だろう。それはある面でNPO側も同じで、どの担当課にどう提案すればよいかわからずにいる。互いに何ができて、何がしたいのか見えていない。であればそこから対話を始めてもいい。お互いを知りあい、違いを理解し、キャッチボールできる関係をつくれれば、何が共にできるかも見つかるはずだ。

「委託=協働」ではない

しかし実際には、この仕事ができるNPOはないか、という話が突然

出てくる。「協働とは仕事を出すこと、もらうこと」という感覚が行政やNPOの双方の関係者に少なくないようにも感じる。対話よりも、事業委託が先にたち、効率重視の下請け的な発想や、ひたすら行政への要望に終始するような市民側の姿勢が変わらなければ、そこから「協働」が生じるとは考えにくい。協働の根底にあるべきものは、問題を共有するもの同士の歩み寄りや対話の努力による信頼関係であり、そこから生じる共有化された目的意識と役割意識である。その対話のプロセスを根拠としないのであれば、いかなる協働、協働のためのルール・仕組み（指定管理も含め）も形骸化されたものになる可能性がある。

NPOが事業者や管理者に選ばれることが「新たな公共の創造」なのではない。「公共性」とはみなに開かれているということ。この施策はそもそも必要か、何を考える必要があるか、新たにどんなものがいいのか、などについて行政も住民も共に話し合い共に汗をかくこと。そのための対話の機会をどう増やせるかが重要だ。情報開示や対話の機会、相談窓口などの仕組みとあわせ、行政職員と市民やNPOとの対話を進めるには協働に関する研修も重要になるだろう。そして市民には地域に何が必要か、互いの利害をのり超えて話し合い、他と協力して事業を実行できる力を高めることが求められるのではないだろうか。(安久、横田)

拠点にしつつ、市民団体だからできる「親と地域と共につくる子育て環境づくり」「こどもがのびのびできる児童館」と成果を上げている。

大切なのは前向きな姿勢と対話

どの事例でも共通しているのは、互いに理解し合おう、協力していこうという姿勢と対話である。市川市は、「1%支援制度」を通してより多くの市民の視点を積極的に取り入れ、市民間の幅広い接点を実現しようとしている。うしく里山の会は15年にも及ぶ活動で蓄積された専門性やノウハウと実績を武器に、行政側からの信頼を得た。

子育て子育て支援タグポートは、情熱と確かなニーズに基づく実践で当初は消極的な行政を突き動かした。単なる要望ではなく、「動いてみた、やってみた」ことを前提とした提案が共感を生み、行政も巻き込む対話をより実り多いものにした。

協働とはおたがいの力を生かすプロセス

IIHOE(人と組織と地球のための国際研究所)は協働の定義を「異なるセクターが共有された目的を実現するために、互いの力を生かして相乗効果(協働効果)を得るためのプロセス(手段)」であるとしている。最初は「関係ない」「前例がないから無理」と思ってもまずは話を受けとめて、どうすれば可能か考え、時には意見の衝突生じたとしても、対話的な姿勢を持ち続けることで、自ずと信頼感と共通の目的意識が生まれる。互いに自らの強みや